

山口市こども医療費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、こどもの医療費を助成することにより、子育て世帯への経済的支援を拡充するとともに、こどもの保健の向上に寄与し、安心して子育てができるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 2 この要綱において「こども」とは、満6歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 この要綱において「保護者」とは、こどもを監護する親権者、後見人その他の者をいう。
- 4 この要綱において「社会保険各法の規定による医療に関する給付」とは、疾病又は負傷につき社会保険各法による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給をいう。

(対象者の範囲)

第3条 この要綱において「対象者」とは、山口市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されているこども又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により山口市が行う国民健康保険の被保険者としたこども（ただし、他の市区町村において助成を受けることができる者を除く。）のうち、社会保険各法の規定による被扶養者又は被保険者である者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号若しくは同条第2項の措置又は同法第33条の規定による一時保護を受けている者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者
- (3) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により他の市区町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（社会保険各法による入院時食事療養に係る療養を受ける者については、当該入院時食事療養費の給付に関するこれらの法律に規定する食事療養標準負担額を除いた額とする。）を、この要綱に定める手続に従い、こども医療費として対象者の保護者に助成するものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体が行う医療費の給付等を受けられる部分以外の医療費とし、第三者の行為による傷病に係る医療費を除く。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給者証の交付申請)

第5条 こども医療費の助成を受けようとする者は、福祉医療費受給者証交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付又は提示等して申請しなければならない。なお、山口市乳幼児医療費助成制度の助成を受けている児童が、満6歳に達した日の翌日以後最初の4月1日を迎えた場合は、本条に規定する申請があったものとみなす。

- (1) 社会保険各法に基づく被保険者であることを電磁的方法で表示したもの、又はそれを記載した書面
- (2) 前号で確認できない情報がある場合は、申請者からの聞き取り等により内容を確認することができる。

- 2 前項の申請に当たって、こども医療費の助成を受けようとする者は次に掲げる事項について、同意しなければならない。

- (1) 医療に関する給付が行われた場合、高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確認のため、被保険者の世帯の課税状況を調査すること。
- (2) 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けることができる場合、申請及び受領について市長に委任すること。
- (3) 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金を受けた場合、市の過払い相当額を市へ返還すること。
- (4) 保険者に対して医療に関する給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を市が確認すること。
- (5) 山口市こども医療費助成要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したときは、受給者証の交付をせず、又はすでに交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部または一部を支給しない場合があること。

(受給者証の更新申請)

第6条 福祉医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の保護者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、市長に対し、福祉医療費受給者証更新申請書(様式第1号)に、前条第1項各号に掲げる書類を添えて受給者証の更新を申請することができる。

2 前項の申請に当たっては、前条第2項の規定を準用する。

(受給者証の交付)

第7条 市長は、第5条又は前条に規定する申請書の提出があった場合において、その申請に係る者が対象者であると認めるときは、対象者に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者証の有効期間は、交付の日(更新の場合にあっては、その年の8月1日)からその日以後最初に到来する毎年7月31日までとする。ただし、第2条第2項に該当する者のうち満18歳に達するこどもが対象者となるものについては、満18歳に達する日以後最初の3月31日までとする。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、こども医療費の助成を受けようとするときは、当該医療を受けようとする保険医療機関等から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、被保険者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第9条 第4条に規定するこども医療費の助成は、当該こども医療費を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定による医療費の支払を行う場合において保険医療機関等に支払うべき医療費の額の審査及び支払に関する事務を山口県国民健康保険団体連合会に委託する方法により行うものとする。

(償還払い)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、こども医療費の助成を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還払いの方法により医療費の助成を行うものとする。

(1) 受給者証の交付前に保険医療機関等で医療を受けた場合

(2) 県外の保険医療機関等で医療を受けた場合

(3) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別に必要があると認めた場合

2 前項の規定によるこども医療費の助成を受けようとする者は、市長に対し、福祉医療費助成申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 社会保険各法の規定による一部負担金を支払ったことを証する資料若しくは他の法令等による給付に関し費用徴収金が課せられる場合は、措置の実施機関の発行する決定通知書又は医療機関の発行する領収書等の当該費用徴収金額が確認できる資料

- (2) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他これに類する給付を受けることができる場合若しくはできた場合、又はその他法令等の規定により給付を受けることができる場合若しくはできた場合は、その給付金額が記載された書類
- 3 前項の規定による申請書の提出にあたっては、受給者証を提示しなければならない。
- 4 第2項の申請書の提出は、受診した日から起算して2年以内に行わなければならない。
- 5 市長は、第2項の申請書が提出された場合、その内容を審査し適当と認めるときは、当該申請に係る助成の額を決定の上、支給するものとする。

(助成の制限等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部若しくは一部を支給しないことができる。

- (1) 受給者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであって、損害賠償を請求することができるとき。
- (2) 受給者の疾病又は負傷が受給者の保護者の故意による犯罪行為により生じたものであるとき。
- (3) 受給者の保護者が助成の決定に関する書類で市長が必要と認めるものを提出しないとき。
- (4) 受給者の保護者が市に返還すべき高額療養費及び高額介護合算療養費ならびに付加給付金又は医療費等を納付しないとき。
- (5) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱によるこども医療費の助成を受けようとする者及び受ける者に対し、対象者の父母の収入、資産、家族の状況等に関し報告を求め、又は関係職員をして調査させるものとする。

(変更事項等の届出)

第13条 受給者の保護者は、受給者及び保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。(様式第5号)
- (2) 加入している医療保険に変更があったとき。(様式第6号)
- (3) 助成の対象となる医療の事由が第三者の行為によるとき。
- (4) 受給者証を紛失したとき。(様式第9号)
- (5) 市外へ転出するとき。(様式第7号)
- (6) 医療費の助成がある施設へ入所するとき。(様式第7号)
- (7) 生活保護を受けるようになったとき。(様式第7号)
- (8) 他の法令等により医療費の助成を受けられるとき又は受けたとき。
- (9) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金を受けたとき。

2 受給者の保護者は、受給者の住所と異なる住所に福祉医療費受給者証更新申請書及び受給者証の送付先を変更したいときは、市長に対し、福祉医療費更新申請書・受給者証送付先変更申出書（様式第8号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出書が提出された場合、その内容を審査し適当と認めるときは、変更された住所へ福祉医療費受給者証更新申請書及び受給者証を送付するものとする。

（受給者証の再交付申請）

第14条 受給者の保護者は受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、福祉医療費受給者証再交付申請書（様式第9号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合における前項の再交付申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者の保護者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見した時は、直ちに、これを市長に返還しなければならない。

（受給者証の返還）

第15条 受給者の保護者又はその家族は、第6条の規定による受給者証の更新の申請をしないとき又は受給者が死亡したとき若しくは受給者としての要件を欠くに至ったときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。（様式第7号）

（こども医療費の返還等）

第16条 市長は、偽り、その他不正な手段によりこども医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から、既に助成したこども医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、受給者の保護者が受給者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができるときは、その金額の限度において、こども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したこども医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

3 受給者の保護者及び被保険者は、受給者に係る医療費について、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他これに類する給付の支給があったときは、その金額の限度において、その金額に相当するこども医療費を返還しなければならない。

4 市長は、第4条の規定による助成すべき額を超えて助成したときは、受給者の保護者又は被保険者から、その過払い相当額を市へ返還させるものとする。ただし、被保険者から同意を得た上で、市長が保険者から過払い相当額を代理受領できた場合は、この限りでない。

（電子申請）

第17条 前条までの規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項、第13条、第14条に規定する申請及び届出は、電子情報処理組織（山口市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請及び届出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織という。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請は、前条までに規定する様式により行われたものとみ

なして、当該申請及び届出に関する前条までの規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請は、同項の山口市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに、山口市に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、山口市は、当該申請に関する他の規定により署名等することとしているものについて、当該規定にかかわらず氏名又は名称を明らかにする措置であって、山口市で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。